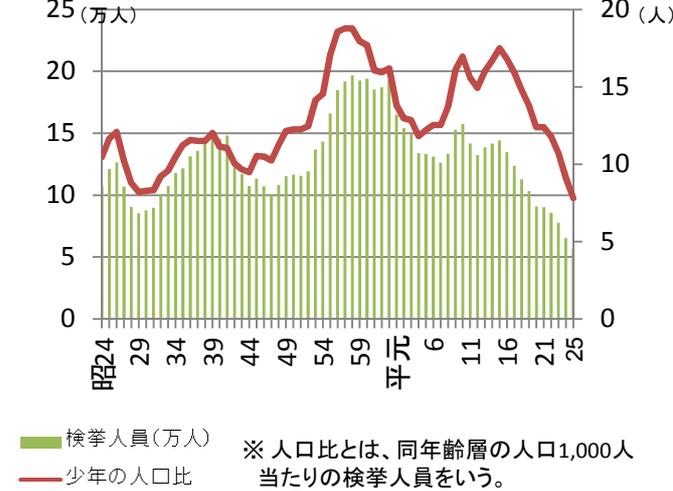


# 少年法の適用年齢の引下げ (20歳→18歳) には反対です！

## 少年非行は減少しています！

＜刑法犯少年の検挙人員の推移＞



出典：平成26年版警察白書 図表2-47 刑法犯少年の検挙人員の推移(昭和24～平成25年)を元にデータ作成。

## 少年非行は「凶悪化」していません！

＜少年による凶悪犯罪の検挙人員の推移＞



※ 凶悪犯罪とは、殺人・強盗・放火・強姦を意味し、上記件数は当該4罪名の合計値です。

出典：平成26年版犯罪白書 資料3-3 少年による刑法犯 検挙人員(罪名別)を元にデータ作成。

◎ 現行の少年法制は有効に機能し、世界的にも高く評価されています。  
 → 18歳・19歳の少年をその対象から外すべきではありません！

## 現行少年法における手続と効果

● 少年事件は家庭裁判所へ全件送致され、少年鑑別所での資質鑑別、家庭裁判所調査官の社会調査が行われる。  
 → 少年の未成熟さを踏まえた教育的な働きかけにより、更生・成長発達を図る。

● また、少年院では、24時間態勢での矯正教育を行い、人格の内面に踏み込んだ指導を行う。

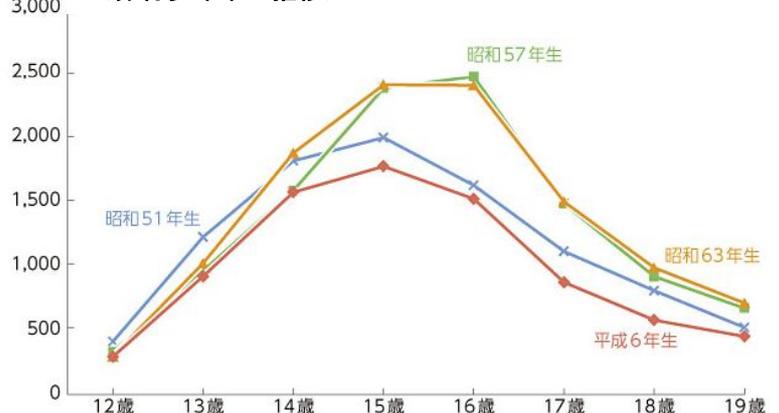
⇒ その結果、多くの非行少年が早期に立ち直っています(右図参考)。

## 再犯防止に関する実証的な調査結果

● 若年者の犯罪に対しては、「早期の段階で指導・支援を行うことこそが重要」(法務省・平成21年版 犯罪白書)。

● 米国： 刑事手続は再犯率を高くするとの調査結果 ⇒ 行きすぎた厳罰化の転換へ

＜非行少年率の推移＞



注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。  
 3 「非行少年率」は、それぞれの年齢の者10万人当たりの一般刑法犯検挙(補導)人員をいう。

出典：平成26年版 犯罪白書 3-1-1-3図 非行少年率の推移を引用

## ◎非行に走る少年は、生育環境や資質に多くのハンディを抱えています。

⇒ 更生と自立のためには、少年法の教育・保護的な手続と処遇こそ必要です。

## ◎年齢が引き下げられると、少年被疑者の約4割が少年司法手続から排除されます。

具体的には・・・

- \* 資質鑑別・社会調査、教育・保護的な処遇ができなくなる。
- \* 刑事手続では起訴猶予(約7割)により多くが何ら手当されずに手続が終了する。
- ⇒ 少年の再犯を増加させ、新たな犯罪被害者を生み出すおそれも。

## ◎現行少年法の下でも、重大事件は刑事裁判の対象になりえます。

検察官送致(逆送)による刑事裁判

- \* 16歳以上の少年が故意の犯罪行為で被害者を死亡させた場合は「原則」逆送(2000年改正)
- \* 裁判員裁判(2009年)の対象に。
- \* 少年に対する刑罰の上限引上げ(2014年改正)

2014年改正の効果も検証せずに、  
これ以上厳罰化すべきでない！

## ○そもそも・・・法律の適用年齢区分とは

○法律の適用年齢区分は、それぞれの法律の目的や保護法益によって個々に決められるべきものです！

(例)※民法 … 法律行為能力は20歳、養子縁組・遺言能力は15歳など。  
※飲酒・喫煙は20歳、パチンコの入店は18歳など。

○少年法の年齢区分と選挙権の付与とは別問題。「権利」と「義務」という観点で議論すべきでもありません。

→ 少年法の適用年齢は、非行を犯した少年の「更生・成長発達」と「再犯防止」、結果としての「社会の安全の確保」という観点から考えるべきです。

現行少年法制は有効に機能しており、18歳・19歳をその対象から外すことによる社会的問題と弊害は極めて大きいものがあります。

⇒少年法の適用年齢を  
引き下げるべきではありません！